

「高知観光トク割キャンペーン」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「高知観光トク割キャンペーン」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大や国のGo To トラベル事業の全国一斉停止により、宿泊業をはじめとする観光関連産業は再び厳しい状況に陥っていることから、国の地域観光事業支援等を活用し、本県独自の「高知観光トク割キャンペーン」を実施することで、本県の観光需要を喚起するとともに、幅広い産業にその効果を波及させ、観光消費の拡大を図ることを目的とする。

(事務の取扱)

第3条 受託事業者は高知観光トク割キャンペーン事務局（以下「事務局」という。）を設置のうえ、速やかな事務の取り扱いを行う。

(事務の内容)

第4条 本キャンペーンでは、県内在住の方の県内旅行を対象とした、旅行・宿泊代金割引支援と併せて、土産物屋、飲食店、観光施設等で旅行期間中に使用可能なクーポンの配布を行う。

(対象期間)

第5条 本キャンペーンの対象期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊旅行の場合は、令和3年4月29日（木・祝）から令和3年5月31日（月）宿泊分（令和3年6月1日（火）チェックアウト分）までとする。
- (2) 日帰り旅行の場合は、令和3年4月29日（木・祝）から令和3年5月31日（月）旅行分までとする。
- (3) 対象期間中でも予算に達し次第終了とする。
- (4) 対象期間中に、県内の新型コロナウイルス感染症の状況が国の分科会が示すステージⅢ相当以上と知事が判断した場合は、本キャンペーンを休止することとし、直ちにその旨を周知する。

(割引支援金の交付対象者)

第6条 旅行・宿泊代金割引支援金（以下「割引支援金」という。）の交付対象者は、県内に本店、支店又は営業所を持つ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行者（以下、「旅行者」という。）及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により高知県知事または高知市長の許可を受けた者、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により、高知県知事または高知市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者（以下「宿泊事業者」という。）であって、事務局に本キャンペーンへの参画申し込みを行い、承認された者とする。

2 前項の参画申し込みを行うにあたっては、次に掲げる書類を事務局に提出し、審査を受けなければならない。また、宿泊事業者においては、営業する宿泊施設を指定のうえ、参画申し込みを行わなければならない。ただし、指定する宿泊施設は、リョーマの休日キャンペーン推進委員会が実施する「高知観光リカバリーキャンペーン」の参画宿泊施設であることを要件とする。

- ・参画申込書兼同意書（様式第1号の1又は2）
- ・情報登録申請書（様式第2号の1又は2）
- ・割引支援金配分希望報告書（様式第3号）※旅行者のみ
- ・宿泊施設情報等報告書（様式第4号）※宿泊事業者のみ
- ・口座確認書（事業者用）（様式第5号）

・口座番号を確認できる書類

- 3 事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、参画旅行者及び参画宿泊事業者として承認し、その旨を通知する。また、要件を満たしていなかった場合においても、その旨を通知する。

(割引支援金の交付対象経費)

第7条 割引支援金の交付対象経費は、県内在住の方を対象として、参画旅行者が販売する宿泊を伴う旅行商品又は日帰り旅行商品（以下「旅行商品」という。）及び参画宿泊事業者が販売する宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）（以下「商品」という。）のうち、県内旅行を行うものであって、次に掲げる条件を満たす商品（以下、「対象商品」という。）の代金の割引額とする。

- (1) 県内のみで旅行が完結するもの。
- (2) 本キャンペーン適用前の旅行者一人泊当たり（日帰り旅行商品の場合は、一人当たり）の代金が2,001円以上であること。
- (3) 旅行商品においては、募集型企画旅行、受注型企画旅行及び手配旅行であること。
- (4) 日帰り旅行商品においては、同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービス並びに旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送及び宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

2 次に掲げるものは割引支援金の交付対象外とする。

- (1) 旅行者一人泊当たり（日帰り旅行商品の場合は、一人当たり）の代金が2,000円以下の商品
- (2) 換金性が高い金券類、ルームサービス、別途宿泊施設で注文する飲食等のほか、事務局が適切でないと認めるものを含む商品。ただし、自治体や観光協会等が実施する有料イベント等のチケットや晩酌きっぷ付きプラン等を除く
- (3) 商品の予約をキャンセルした際に発生するキャンセル料
- (4) 宿泊サービスにおいて、宿泊施設が宿泊代金として位置づけていない幼児施設使用料及び幼児の食事のみの利用料

(割引支援金の交付対象者の責務等)

第8条 割引支援金の交付対象者は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要領に従うこと。
- (2) 県が指定する宿泊台帳又は指定する内容により宿泊実績等を管理すること。
- (3) 商品の販売に際しては、本キャンペーンが国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本キャンペーン適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- (4) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (5) 感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- (6) チェックインに際しては直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施すること。
- (7) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
- (8) 宿泊施設において従業員に感染者が出た場合や、宿泊施設を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- (9) 本キャンペーンを積極的に広報すること。
- (10) 対象商品の販売に際しては、県が預託するクーポンに有効期間を記載し、旅行者一人泊当たり2,000円分（日帰り旅行商品の場合は、一人当たり2,000円分）を配布すること。また、配布にあたっては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理すること。
- (11) 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行うこと。
- (12) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。

- (13) 対象商品の販売終了後、対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期を事務局に報告すること。
- (14) 事務局が求める販売計画及び実績等の報告を行うこと。
- (15) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。
- (16) 対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じること。
- (17) 本キャンペーンに係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (18) 本キャンペーンに関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。

2 自己又は自社の役員等が、次のいずれかにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（割引支援金の交付額）

第9条 割引支援金に係る交付額は、対象商品代金の半額又は一人泊当たり5,000円のいずれか小さい方の額（日帰り旅行商品の場合は、日帰り旅行商品の半額又は一人当たり5,000円のいずれか小さい方の額）とする。ただし、対象商品代金が一人泊当たり4,000円未満（日帰り旅行商品の場合は、一人当たり4,000円未満）の場合にあっては、その代金から一人泊当たり2,000円（日帰り旅行商品の場合は、一人当たり2,000円）を除いた額を交付額とする。

（割引支援金の交付額の配分）

第10条 事務局は県と協議のうえ、参画旅行者及び参画宿泊事業者への交付額の配分を決定するとともに、配分額決定通知書（様式第6号）により通知することとする。また、その後の執行状況を確認し、必要に応じて配分額を変更するとともに、配分額変更決定通知書（様式第7号の1）及びクーポン預託枚数変更決定通知書（第7号の2）により通知し、執行管理に務めなければならない。

（割引支援金の交付申請）

第11条 参画旅行者が交付を申請する場合には、令和3年6月25日（金）までに次に掲げる書類等を事務局に提出しなければならない。

- ・ 交付申請書兼請求書（様式第8号の1）
- ・ 販売実績報告書（様式第9号）
- ・ 行程が分かるパンフレットや書類等
- ・ その他必要と認める書類

2 参画宿泊事業者が交付を申請する場合には、令和3年6月25日（金）までに次に掲げる書類等を事務局に提出しなければならない。

- ・ 交付申請書兼請求書（様式第8号の2）
- ・ 宿泊実績報告書（様式第10号）又はこれに代わるもの
- ・ その他必要と認める書類

(割引支援金の交付)

第12条 事務局は、前条の提出書類や記載内容が要件を満たしていることを確認した後に受理することとし、受理後7日以内に申請者に交付するものとする。

(クーポン取扱店舗)

第13条 クーポン取扱店舗(以下「取扱店舗」という。)は、国のGo To トラベル事業における地域共通クーポン取扱店舗であって、事務局に本キャンペーンへの参加申し込みを行い、承認された者とする。

2 前項の参加申し込みを行うにあたっては、次に掲げる書類を事務局に提出し、審査を受けなければならない。また、事務局が指定する金融機関の県内の本店または支店の口座を開設していないといけない。

- ・参加申込書兼同意書(様式第11号)
- ・情報登録申請書(様式第12号)
- ・口座確認書(様式第13号)
- ・口座番号を確認できる書類

3 事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、クーポン取扱店舗として承認し、クーポン取扱店舗登録証(以下「登録証」という。)を交付する。また、要件を満たしていなかった場合、その旨を通知することとする。

(クーポン取扱店舗の責務等)

第14条 取扱店舗は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要領に従うこと。
- (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (3) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はWebサイトで対外的に公表すること。
- (4) 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号))の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- (5) 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- (6) 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- (7) 本キャンペーンを積極的に広報すること。
- (8) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する認知ツール(ポスター、ステッカー等)を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- (9) クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
 - ・クーポンの発行事業者及び有効期間
 - ・クーポンの偽造、変更及び模造の有無
 - ・提供しようとする商品等が、Go To トラベル事業の地域共通クーポン取扱要領で定める地域共通クーポンの利用対象にならない商品等に該当しないこと
- (10) 有効期間を経過したクーポン及び有効期間の記載の無いクーポンは、受け取りを拒否すること。
- (11) デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告すること。また、確認用として配布する見本券は、クーポンを取り扱うすべての者に周知すること。
- (12) クーポンを現金と交換しないこと。
- (13) クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さないこと。クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受すること。

- (14) クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしないこと。
- (15) 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (16) 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (17) 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わないこと。ただし、本条第15号及び前号の場合を除く。
- (18) 有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- (19) 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- (20) 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- (21) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

(クーポンの取扱)

第15条 クーポンの取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象商品の販売者が旅行者に一人泊当たり2,000円分（日帰り旅行商品の場合は、一人当たり2,000円分）を配布する。ただし、子ども料金等、商品の代金が2,000円以下の場合は、配布しない。
- (2) 取扱店舗での商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (3) 有効期間は、対象商品における宿泊日及びその翌日（日帰り旅行商品の場合は旅行催行日）とし、有効期間内に限り利用できるものとする。また、有効期間の記載がないものは利用できない。
- (4) 券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さない。
- (5) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- (6) クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可とする。
- (7) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県及び事務局は責を負わない。
- (8) クーポンの払い戻しや交換、再発行はできない。
- (9) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。
- (10) 旅行をキャンセルした場合は、必ず配布された参画旅行者又は参画宿泊事業者へ返却しなければならない。
- (11) 取扱店舗は、利用されたクーポンの所定の位置に利用日及び取扱店舗名を記入すること。
- (12) 他の取扱店舗の押印又は記入済みのクーポンは利用できない。
- (13) 本県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、直ちにクーポンの利用を停止することがある。

(クーポンの精算)

第16条 取扱店舗が商品の販売又はサービスの提供などの取引において、利用されたクーポンを換金しようとする場合は、クーポンの所定の位置に利用日及び取扱店舗名を押印又は記入し、利用日から起算して30日を経過した日又は令和3年6月25日（金）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類等を事務局が指定する窓口（以下「事務局等」という。）に提出し、換金することができる。なお、

換金できる金額は、クーポンの券面表示の金額のとおりとする。

- ・換金申込書
- ・利用済クーポン
- ・その他、換金手続に必要な書類

2 事務局等は、前条の書類等が提出された場合、速やかに審査しなければならない。

3 事務局等は、本条第1項で掲げた提出書類や記載内容が、要件を満たしていることを審査した後に受理することとし、受理後7日営業日以内に、登録証に記載された口座に入金するものとする。

4 クーポンに発行事業者、有効期間、利用日及び取扱店舗名の記載がない場合、換金できないものとする。

(雑則)

第17条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県と事務局で協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月28日から施行する。